

平成26年度地域包括支援センターの運営状況について

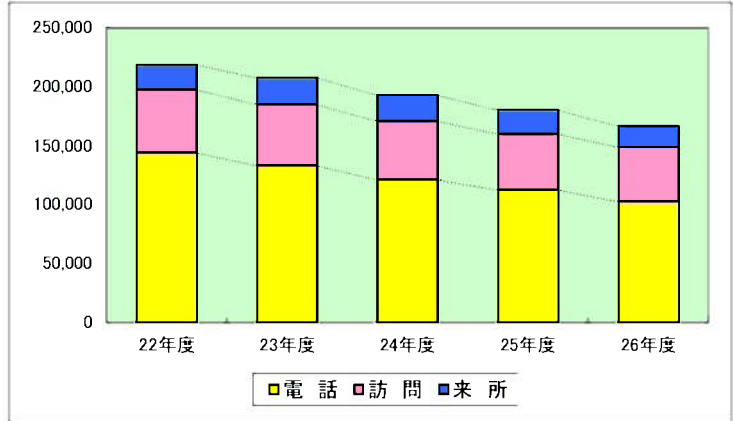
■総合相談窓口としての役割■

1 相談件数

相談件数は、減少しているが、予防給付ケアプラン作成の事業所委託分が増加し、民間のケアマネ等が相談を受けているためと考えられる。

また統括のある区役所に包括の職員が集中したことで、統括のバックアップによる包括の活動が円滑に進み、統括の活動実績は減少傾向にある。

一方、認知症の相談は増加し、虐待等、支援が困難な相談も多く、医療機関、民生委員などの複数の関係機関との調整を必要とする事例が多い。



■統括及び包括の相談件数の内訳

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	前年度比 (25-26)
来所	21,050	22,830	22,075	20,241	17,556	0.9倍
訪問	53,440	51,673	49,563	47,531	46,166	1.0倍
電話	143,768	132,869	120,974	112,202	102,378	0.9倍
計	218,258	207,372	192,612	179,974	166,100	0.9倍

※1 包括あたりの一日平均件数（1年243日で計算）：統括の相談件数を除く

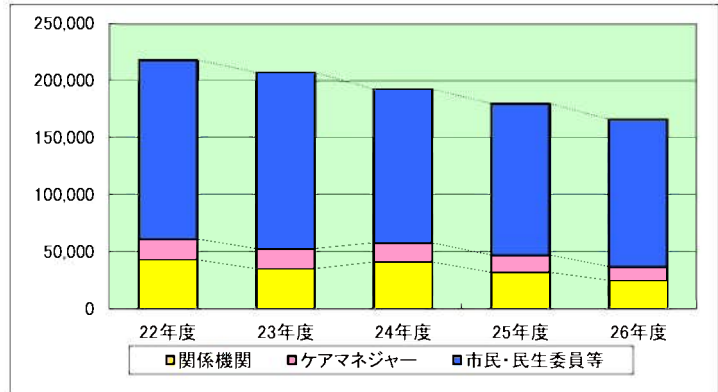
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	前年度比 (25-26)
来所	2.57	3.00	3.04	2.64	2.25	0.9倍
訪問	8.86	8.58	8.18	7.89	7.73	1.0倍
電話	22.77	21.25	19.38	17.94	16.54	0.9倍

■統括の相談件数

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	前年度比 (25-26)
来所	6,033	5,363	4,336	4,872	4,423	0.9倍
訪問	1,767	1,607	1,882	1,532	1,098	0.7倍
電話	10,989	8,927	7,963	7,571	5,896	0.8倍

2 相談者別相談件数

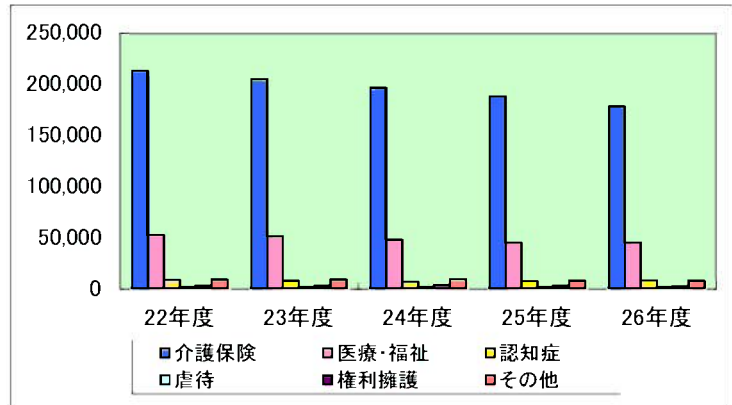
相談者については、市民(本人・家族)・民生委員等からの相談が最も多い。
地域の支援者のみで解決できるものや、行政の他の窓口へ直接相談できる案件が増えているため、ケアマネジャーや関係機関(行政内部)からの相談は減少している。



	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	前年度比 (25-26)
市民・民生委員等	157,316	154,839	135,179	133,147	129,341	1.0倍
ケアマネジャー	18,329	17,891	16,817	15,216	12,161	0.8倍
関係機関	42,613	34,642	40,616	31,611	24,598	0.8倍
計	218,258	207,372	192,612	179,974	166,100	0.9倍

3 相談内容

相談内容については、介護保険制度や介護サービスなど、「介護保険」に関するものが最も多いが相談件数は減少傾向にある。
一方、全体の相談件数が減少している中、認知症に関する相談は、近年増加傾向にあり、地域包括支援センターの自己点検によると、地域包括支援センターへの認知症に関する相談内容は、より困難化していることがわかった。



	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	前年度比 (25-26)
介護保険	212,508	204,239	195,640	187,334	177,368	0.9倍
医療・福祉	52,080	50,878	47,450	44,533	44,461	1.0倍
認知症	8,200	7,447	6,414	7,101	7,729	1.1倍
虐待	1,357	1,142	1,167	1,330	1,347	1.0倍
権利擁護	2,720	2,813	2,938	2,794	2,215	0.8倍
その他	8,589	8,619	8,891	7,411	7,288	1.0倍

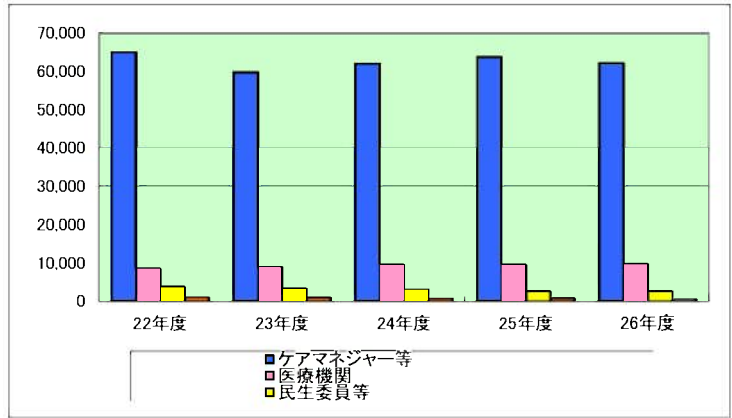
※重複あり

■関係機関や地域との連携■

1 主な連携先

地域包括支援センターは、「地域包括ケアシステム」の核となるよう、関係機関や地域との連携を図っており、区役所各部署、ケアマネジャー・介護サービス事業者、医療機関（かかりつけ医）、民生委員・福祉協力員、権利擁護・成年後見センター、警察や法律関係者など、様々な関係機関と連携している。

最近の傾向として在宅での医療に関する調整等支援を必要とする事例が増加していることと権利擁護に関する啓発が進み、相談件数が減少していることが挙げられる。

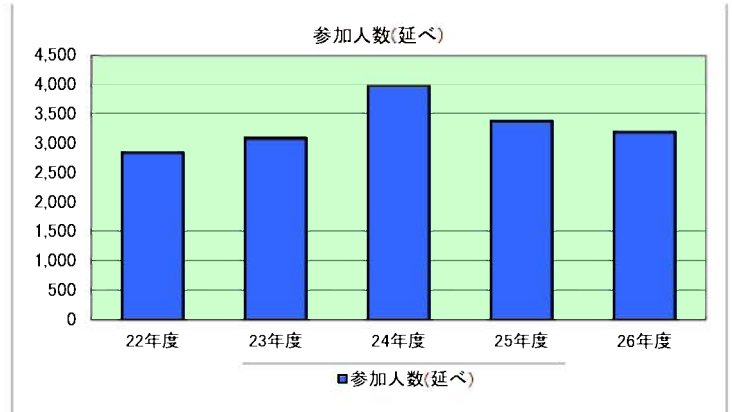


	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	前年度比 (25-26)
ケアマネジャー等	65,056	59,792	62,087	63,839	62,281	1.0倍
医療機関	8,587	9,050	9,658	9,654	9,809	1.0倍
民生委員等	3,933	3,474	3,195	2,786	2,813	1.0倍
権利擁護・成年後見センター等	1,167	1,153	897	911	659	0.7倍

2 ケアマネジャー支援

民間のケアマネジャーを対象として、「連携によるケアマネジメントのレベルアップ」を目的に、ケアマネジメント研修を実施している。

高齢者へのより良いケアマネジメント提供のため、統一テーマを設定し、市全体で統一に取り組む研修のほか、各区において要望の高い内容の研修も実施している。

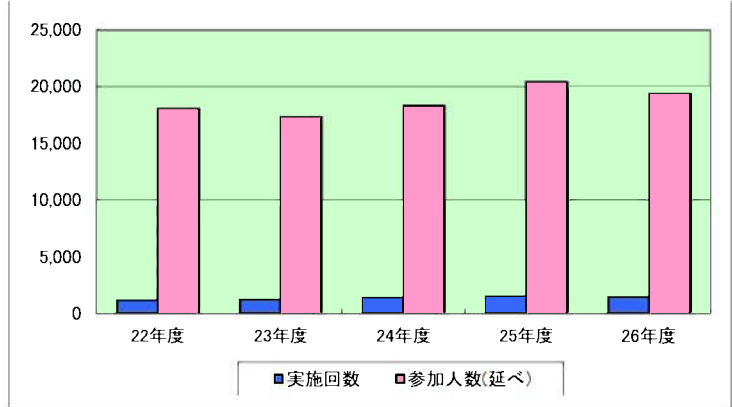


	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	前年度比 (25-26)
実施回数	37	40	41	46	40	0.9倍
参加人数(延べ)	2,842	3,087	3,989	3,379	3,191	0.9倍

3 地域等への周知

民生委員や福祉協力員、自治会の会合などに地域包括支援センター職員が積極的に出向き、地域包括支援センターの紹介や介護保険制度について説明を行うなど、地域住民への周知や協力依頼に努めている。

地域での見守りが必要な相談が増えたことから、民生委員児童委員地区協議会及び地区社会福祉協議会、グループホームの運営推進会議でのPR活動を推進している。今後もPR活動を継続し、周知度の向上を図り、相談しやすい体制の整備に努めたい。

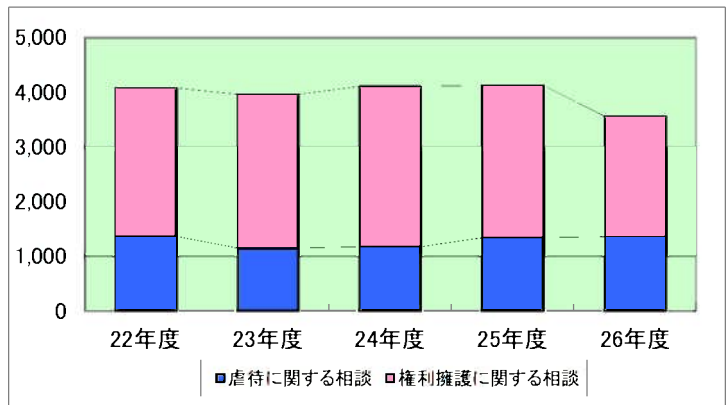


	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	前年度比 (25-26)
実施回数	1,171	1,240	1,384	1,482	1,456	1.0倍
参加人数(延べ)	18,073	17,344	18,333	20,435	19,366	0.9倍

■権利擁護・虐待防止■

高齢者虐待・権利擁護に関する相談・通報の窓口が、地域包括支援センターであることが周知され、虐待に関する相談が、地域住民やケアマネジャー等から多く寄せられている。

緊急対応が必要な虐待事例等に対しては、統括支援センターが地域包括支援センターをバックアップし、老人福祉法の「やむを得ない事由による措置」や「成年後見の市長申立て」などの活用によって、迅速かつ適切な対応が図られている。



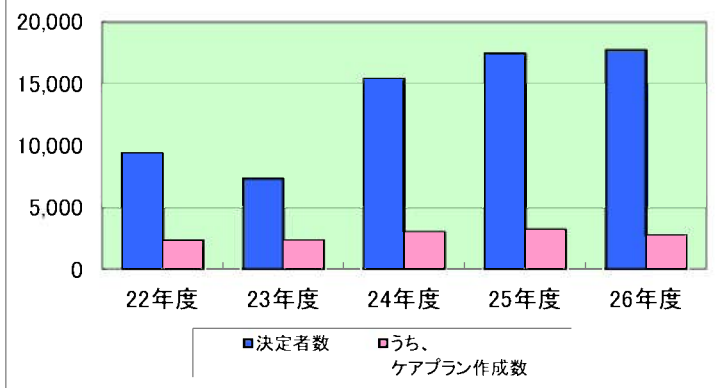
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	前年度比 (25-26)
虐待に関する相談	1,357	1,142	1,167	1,330	1,347	1.0倍
権利擁護に関する相談	2,720	2,813	2,938	2,794	2,215	0.8倍

■二次予防事業対象者■

平成24年度、二次予防事業対象者の把握方法が改正され、25項目からなる「基本チェックリスト」のみで二次予防事業の対象者を把握することが可能となり、二次予防事業決定者数が、大幅に増加した。

平成26年度は、これまでに把握した対象者に対する訪問等の支援を終了している。

今後、総合事業の枠組みの中で二次予防事業対象者に対する効果的な支援方法の検討を進めていく必要がある。

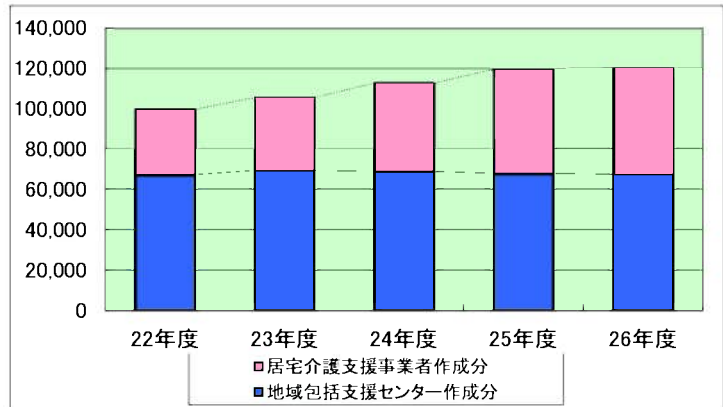


	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	前年度比 (25-26)
決定者数	9,399	7,368	15,430	17,461	17,764	1.0倍
うち、 ケアプラン作成数	2,333	2,357	3,031	3,236	2,756	0.9倍

■予防給付ケアプラン作成数■

平成26年度の予防給付(要支援1・2の利用者)ケアプラン作成件数は、市全体で、月平均約1万件であり、年々増加しており、団塊世代が後期高齢者となる2025年に向けて、今以上の増加が見込まれている。

今後、総合事業の開始に向けて、要支援者の自立支援に主眼をおいたマネジメントがますます重要となる。



	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	前年度比 (25-26)
地域包括支援センター作成分	67,163	69,150	68,638	67,749	67,221	1.0倍
居宅介護支援事業者作成分	32,651	36,460	44,143	51,904	53,204	1.0倍
計	99,814	105,610	112,781	119,653	120,425	1.0倍

※国保連への介護報酬請求件数